

## 貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定に関する細則

(20.12.8 22.2.1 改正)

### 1. 公社債券

#### 国債証券

法律により譲渡を禁止している銘柄(遺族国庫債券、引揚者国庫債券等)以外の全銘柄

#### 地方債証券

原則として公募発行した公債

(50.11.26 改正)

#### 特殊債券(特別の法律により法人の発行する債券)

公社、公団、公庫債……………全銘柄

金融債……………全銘柄

その他の特殊債……………政府保証債券、東京交通債券、放送債券、短期農林債券等

(15.3.31 改正)

#### 社債券

原則として貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄である株式の発行会社が発行したものの(ただし、短期社債以外は公募発行したものに限る)

(15.3.31 改正)

#### 転換社債型新株予約権付社債券

原則として貸借担保金代用有価証券適格銘柄である株式の発行会社が公募発行し、かつ、金融商品取引所に上場されているもの

(52.6.15 11.4.1 14.4.1 16.12.13 19.9.30 改正)

#### 円貨建外国債券

原則として金融商品取引所に上場されているもの

(50.11.26 19.9.30 改正)

上記債券のうち市場性等からみて、不相当と認めるものを除く。

#### 担保債券受払上の留意事項

上記の公社債券を担保金の代用として受払する場合には、担保有価証券が上記銘柄に偏ることを避け、短資取引担保株式預り証適格銘柄である株券とその他の有価証券との割合が金融情勢および担保繰りの状況等に応じて定める一定の比率以下になるようにすることを原則とする。

(21.1.5 改正)

### 2. 株券等(貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則第1項第1号(リ)から(レ)までに掲げる有価証券をいう。)

金融商品取引所に上場されている銘柄

ただし、業績、売買高等からみて不相当と認めるものは除く。

(58.9.19 4.3.25 10.12.1 16.12.13 22.2.1 改正)

付 則

この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 12 月 13 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施する。